

**【2】住所証明書類 - ⑤運転免許証**

氏名、住所、有効期限（失効まで三ヶ月以上）が鮮明な運転免許証のコピー（正面と裏面）をご提出ください。

※運転免許証を住所証明書類とする場合、ご本人確認書類として使用できません。ご本人確認書類は別の書類が必要となります。

※鮮明とは、下記画像のように、写真や文字が、ぼけることなく、はっきりと見えること。

※お名前、住所などの変更がある場合は、裏面もご提出ください。

